

第11回 生活基盤TF議事概要

日 時 : 平成21年1月30日(金) 14:00~15:00

会 場 : 永田町合同庁舎2階 207会議室

議 題 : 有識者からのヒアリング及び意見交換

個人信用情報機関における過払い金返還請求の履歴の取扱いについて

出席者 : ○規制改革会議

中条主査、石川専門委員

参考人 堂下 浩 氏(東京情報大学 総合情報学部 准教授)

○株式会社オーエムシーカード

代表取締役会長 舟橋 裕道 氏(現:株式会社セディナ社長)

専務取締役 成合 敏治 氏

CSR推進部長 平野 浩彦 氏

議 事 :

○中条主査 「生活基盤TF(有識者ヒアリング)」を始めます。20分程度、御説明をいただき、それから質疑応答、意見交換という形にさせていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○舟橋会長 オーエムシーカードの舟橋と申します。

今日は専務の成合と、CSR推進部長の平野と、3名で来ておりますので、いろいろ御質問ありましたら、私が足りない分は、3人で解決するというようお願いしたいと思っております。

私の立場は、クレジット業界を代表してということですが、一方では、貸金業協会の副会長という立場もございますので、その2つの視点で御説明をさせていただきたいと思います。

本日のご説明の順序ですが、まず当社の概要について。当社自身が、今年の4月に合併をいたしますので、合併会社の業容、そして、当社における過払いの状況、信用情報の登録の状況。あとは、過払い登録とその経緯。また、今度の貸金業法の改正にかかわる、我々としての問題点と御要望というような形で、説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、まず、3ページ目ですが、私どもの会社の概要でございます。設立資本金、株式市場の状況、従業員、事業所等ということで書いております。私どもの事業内容ですが、クレジットカード業務がほとんどの取扱高であり、それ以外の信販事業、クレジットカードに伴うキャッシングもございます。貸金の場合は、カードサービスに伴うキャッシングの部分と、ローンとありますが、私どもの場合はほとんど貸金の部分も、カードによるキャッシングでございます。

したがいまして、全取扱高1兆6,000億円のうち、4,400億ほどのキャッシングの取扱高があるという状況でございます。

会員が、今はもう約1,000万人を超えておりますけれども、この時点では962万人ということでございます。これは前期の2月末の状況ということでございます。

なお、下の方に付記しておりますけれども、4月1日に合併し、4ページがこの合併会社の概要ということになっております。株式会社セディナという商号になるということと、今度、セントラルファイナンスさん、クオークさんと合併をしますので、事業内容も、クレジットカード事業に加えて信販事業と、ソリューション事業が大きな事業として付け加わるということになります。

3社のカードキャッシングの取り扱い規模も記載しておりますが、3社合わせまして、会員数が約2,200万人、取扱高が約6,300億円という数値が、当社の規模ということになっております。

次に5ページ目「当社の過払金の返還請求者の属性について」ですが、信用情報センターの利用の現状では、当クレジット業界は、一部を除いて、全情連に加盟をしております。これはむしろ、全情連側が、非常にエクスクルーシブな組織になっているということでございます。我々が入れてほしいと言っても、基本的には入れないという組織でございました。これが従来組織ということでございます。

したがって、私どもが、今、どの情報センターを使っているかということ、クレジット系のCICと、全情連の情報の一部を使っているテラネットさんとCCB、この3つを使っておりますが、主に、CICとテラネットを使っております。したがって、CICとテラネットはどちらにしろ、過払い履歴の登録というものがございませんので、我々は過払い履歴である全情連の71フラグというのは、現状は見られないという状況にあります。したがって、71フラグの登録もしていないということです。

現状における当社の信用情報への登録ですが、まず「過払金申出の全体」を、申し出時点に、「借入れ残高がある人」と「ない人」という分け方をしております。残高のある人は約83%、残高の無い人が約17%という状況でございます。

したがって、まず、完済者につきましては、過払いの請求があっても、正常の状態ということで信用情報の登録は全くしないという状態でございます。また、残高がある83%のうち「延滞」と「正常債権」という分け方をしております。66.8%の人が延滞状況にある方、正常債権のお客さまが16.3%となります。

「正常債権」のお客さまについては、残高がありますが、過払いを引き直して、なおかつ、過払い金で充当できなくて、残高が残るといった場合は、信用情報という意味でいけば、残高情報だけということになります。したがって、基本的な延滞情報だとか過払い情報を登録するということにはございません。

次に延滞者のうち、債務整理に入って精算ができなかった場合です。精算ができた場合

というのは、延滞状態でも過払いの方が残債務よりも過払いで返還する方が大きいとなると、精算されてしまいますので、この場合は登録をしないということになります。ところが、延滞でも充当して、また延滞状態で債務残高が残ってしまっている場合は、テラネットという 32 番のフラグにあたります。この債務整理のフラグを登録するというのが、私どもの現状でございます。

下に「過払金返還の申立て事由」と書いておりますけれども、「支払困窮ではないケースの場合」では「完済後の過払い請求」もあります。

しかし残高ありの場合、支払い困窮による場合が多いということもございまして、延滞から多重への再発の可能性について、我々の見解としては 71 番フラグの情報というのが必要ではないのかということを書いております。

これについては、後でまた、71 番フラグの必要性についてまとめておりますので、そちらの方で説明をさせていただきたいと思っております。

続きまして、6 ページですが、71 番フラグの扱いについての当社の現状ということございまして、これはシステム設計上、先ほど申し上げましたように、登録する必要性もないし、登録する機会も基本的に全情連に入っておりませんのでございません。

したがいまして、下に書いておりますように、過払い金の返還請求の申し出があって、残債が確定すると、これは引き直して、ネットして、残高がある場合は、残高を登録するのみということでございます。

次に、「過払金請求がなされた場合」のオペレーションでございますけれども、まず、延滞債権の状態が残債が確定して、引き直して、結果的に残債がなくなり、正常になれば、未入金履歴、延滞の履歴を削除しております。ここで延滞状態が債務整理になると、先ほど申し上げた 32 番のフラグを立てております。

また「信用情報機関側の過払金返還請求履歴（※契約見直し情報）の登録状況」でございますが、全情連の（1）から（5）の基準が記載されております。

多分、全情連も説明をされていると思っておりますけれども、約定どおりの完済ということに関しては登録なし、債務不存在となった場合は 71 番と完済と、両方を登録する。残債が残った場合は 71 番を登録、延滞債権で債務整理となると、71 番と 32 番を登録するということになっております。

「他の信用情報機関」、つまり C I C とかテラネットというのは、71 番の登録がございませんので、残高情報の更新のみ必要ということになります。

次の 7 ページが「過払金返還履歴フラグ（71 番フラグ）の目的」です。これは皆様の方がよくご存知のことと思っておりますけれども、最高裁の判決以前は、「ホワイト」と「ブラック」という 2 つの大きなくりで登録をしていましたが、最高裁の判決後に、過払い金返還についてブラックではなくても、多重債務の因子を持っている会員に対して、どうい

与信をするのかという視点で、情報を記録して、精度の高い与信をした方がいいのではないかとこととなり、07年9月に、71番フラグの登録の新設というものがなされたと思っております。

次に8ページが、71番フラグについて、当社がどういう考え方を持っているのかということでございます。

一番初めに書いておりますように、この「登録と利用方法」というものが、現状は信用情報機関によって、統一的な運用や基準ということが無く、全情連さんだけでこれが行われているということでございます。

当社としては、貸金業法の改正において、リスクと与信というものが、きちりと正常にできる状態にあればこの問題は本来起きていないと考えております。そういう意味でいけば、基本的に、より精度の高い与信をするということによって、ある意味の業界の正常化と多重債務の抑制、リスクに見合う金利体系の実現が本来的にはできるはず・・・それが本来の目的で、業法改正というものは行われていたのではないかと。そういう中で、非常に貴重な情報である71番フラグや、いろいろな情報がたくさん、多重的にあればあるほど、精度の高い与信ができると考えております。したがって非常に重要な因子である71番フラグの利用というのは、本来はあるべきだと思っております。しかしながら、登録ができる会社とできない会社があり、クレジットカード業界の会社は、ほとんどが全情連に加盟していないので、そういう備えをひとつも持っていないということが問題だと思っております。登録の可否や利用が、各社に任されていること・・・あるべき論としては、きちんと運用できるような、むしろ全体的に信用情報機関として持つべき情報ではないかと思っております。

また、現状では71番フラグの問題に関しては、若干、誤解があるのではないかと思っております。債務整理の段階で過払いが発生したら、債務整理イコール・ブラックという共通した認識がありますが、債務整理によってはブラックではないというケースも、出てくるわけです。したがって実は、イコールではないのに、イコールという形で議論がされているという状態になっております。また残念ながら、この71番フラグだけを使って、ブラックというような運用をしている業者が存在しているということは、否定できないと思っております。

しかし71番フラグが立っている方でも、4万件の貸出実績があるということ、全情連の方から聞いておりますので、イコールではないと考えております。

むしろ、71番フラグの運用をどう考えていくかということ、議論の方が、極めて重要であり、白か黒かという話ではなく、いろいろな評価の方法を本来は議論するべきだと思っております。

続きまして、9ページが「提案」ということでございますが、先ほど申し上げました、

フラグの登録をもって「貸す・貸さない」という議論から、本来、法の改正の趣旨である多重債務者予防、再発防止という色々な意味の政策の話をするべきと考えます。私ども貸金業界としては、先ほど申し上げましたような、きちんとした、丁寧な与信をしていくということと、指定情報機関の登録項目を標準化する必要があると考えます。

あと、各社に対して、与信の在り方についての教育プログラムというものを構築すべきと考えます。71フラグイコール・ブラックだというような与信力というものは、非常に粗末であり、法の精神からいくと、もっと精度の高い、高度な与信体系と金利体系というものを正常的につくっていくべきだということだと思いますので、これは協会も含めて、業者自身を教育していくプログラムというものが、必要ではないかと思っております。

指定信用情報機関同士でも、現在はいろいろな情報の標準化ができていませんので、71フラグを含めて、与信に関しての重要な項目について標準化をするべきだと思っております。また、行政の方としては、多重債務問題改善プログラムにより、いろいろな方法で抑制をしていかなければいけないのに、あまり活性化していないようです。地方のセーフティネットも使ってという議論があったはずが、それも進んでいないと思われま

最後に10ページですが、結局、総量規制による貸出不能というのは、71番フラグだけではありません。弁護士が過払い請求をしてきたお客さまに対して、今、「使える」「使えない」というような話に71番フラグが原因だと持ち出しますが、基本的に債務整理の段階では、71番フラグだけで判断することは、実態としてほとんどないのです。しかし結果的に、過払い請求をした人が次に借りようとした場合に、借りられなくなったというようなクレームの原因として、「71番のフラグによって貸し出しを制限しているのではないか」という議論に、今、なっていると理解しております。

借りられなくなった人というのは、71番フラグだけが原因ではなく、総量規制により、もっとたくさんの方が借りられないという実態が出てくるわけです。そのためのセーフティネットを岩手とかの地方自治体がつくり、低金利で融資をするようなプログラムというものを進めていくことが望ましいのですが、現状は進んでいないようです。

したがって私は、この借りられないという問題というのは、71番フラグよりも、きちんとしたセーフティネットをつくることにより、起きないと考えております。

また2つめとして、これは私ども事業者の固有の問題ですが、貸金業法上の配偶者貸付にかかわるものが挙げられます。特に、配偶者が事実婚の、婚姻の証明をしなければいけないということになっており、著しくハードルが高い内容になっています。しかし、これは人権上もすごく問題があると考えており、この点も4条施行に向けて、私どもとしては金融庁にいろいろ、お願いをしなければいけないのではないかと思っております。

雑駁でございますけれども、以上、私どもとして、説明をさせていただきました。
○中条主査 ありがとうございます。舟橋さんにお聞きしてもしょうがないことなんですけれども、文句を言っておられる弁護士さんの理屈というのは、次に借りに来たときに、

過払い請求をやっているというフラグが立っているから貸さないだろうと、それはしょうがないわけですね、立っていても。理由はそうではないわけで、しかし、もしかしたら、それはシグナルにしているかもしれないということもあり得る。

そのときに、要するに、まさにおっしゃったように、総量規制をやめて金利規制をやめれば借りられるわけで、借りにくくしているわけです。そこが一番の問題のところなんですけれども、でも、貸金の問題について反対をしている弁護士さんというのは、むしろ借りられないようにした方がいいんですね。総量規制はやれと言っていて、金利は高くしてはいけないと言っているわけですから、借りられないようにした方がいいんですね。ところが、71番フラグで借りられなくなるのはいけないという、そこは議論が矛盾していますね。

○舟橋会長 それは、過払い請求の抑制につながってしまうと考えているからだと思います。

○中条主査 抑制につながるから、自分たちの商売が影響を受ける。

○舟橋会長 そうです。結局は、自分たちの関与する案件が細ることになりかねないからだと思います。

○中条主査 なるほど、わかりやすいといえばわかりやすい。

○舟橋会長 ですから、過払い請求すると信用力を失うのではないかと考えている人は随分いるわけです。弁護士さんは、「いや、そんなことはないですよ」と言って、過払い請求をやるわけです。その結果、71番フラグが立っている、立っていないというのは別として、次に借りられないということが起きた場合に、「借りられないではないか」と弁護士にクレームがくるケースがあると聞いています。それが、要するに、71番を立てているからこういうことが起きるといふ論法になっているのだと思います。

○中条主査 過払いの経歴があるかどうかというのは、私は1つのシグナルだと思うんです。

○舟橋会長 その通り、大きなシグナルです。

○中条主査 きちんと信用力を示すような別の指標があれば、そちらの方がよいというお考えなのか、やはり過払い請求の情報は載せておくべきだということなのか、どちらですか。

○舟橋会長 与信というのは、要するに、支払い能力をまず見るわけです。これが通常の与信です。それは持ち家の有無であったり、そこの居住年数が、居住状態とどう関係しているかとか、あるいは収入がどうあるとか、あるいはほかの残高はあるのかということなど、お客さまの様々な属性を参考に与信するわけです。

しかし、多重性があるお客さまというのは、なかなか教育のプログラムとかがなされておらず、再度多重債務になる可能性が極めて高いのです。そういう意味からいくと、多重債務者を抑制、防止するという視点では、本来71番フラグを立てて、まず、この人が多重性の因子を持っているお客さまなんだということが前提にないと、また多重債務者をつくってしまうということになります。したがって私は、必要だと思います。

また、それプラス、ほかの与信項目がありますから、これをいかに合理的に組み合わせて与信ができる人とできない人・・ひよっとすると71番フラグのある方でも、非常に余裕があるという人については、ある程度までは与信ができるという判断ができると思います。ですから、現実として貸しているケースがあるわけです。

しかし71番フラグが立っていて、ぎりぎり与信枠に近い貸し出しがあるようなお客さまについては、これはちょっと貸せないという判断になるのだと思います。貸せる貸せないというボーダーラインにある人で、過去の多重性があった人、ない人、同じ経済条件の返済能力があっても、やはりスコアリングではポイントは違うというのは、これは当たり前の世界です。

○中条主査 あと、もう一つ、全情連になぜ入らないのかという話が、それは別途、この問題とは関係ないのかもしれないんですが、気になるんです。

○舟橋会長 全情連の加盟は、消費者金融会社がほとんどなので、彼らから見ると、与信の判断として、全情連が持っている残高の情報とか、そういうものが長年積み上げてきて非常に貴重なのだらうと思います。中小含めた業者がありますので、これを大手のクレジットカード会社とか、そういうところに持っていかれて、同じ競争条件の中で事業をおこなうのは歓迎していないのだと思います。

○中条主査 そういうことですか。

○舟橋会長 保護的ですね。エクスクルーシブな組織と申し上げたと思います。

○中条主査 それは、一応約款とかでそういうふう書いてあって、入れないんですか。

○舟橋会長 いえ、約款はさすがに書いていないと思いますが、入口で断られております。

○中条主査 要するに、一応申請をして、認められないと入れない。

○舟橋会長 そうです。しかし私どもでも以前、専門的なことをやっていた子会社がありますから、そういう子会社は入っています。

また、本体で、クレジットカードビジネスとか信販事業というものを主体的にやっていて古いところは入っております。昔はそんなに業者数はなかったので、できるだけ情報を集めようという判断です。

○中条主査 情報を集めるためには、たくさん会員がいた方が、本来はいいわけですね。今、テラネットには入っておられるんですね。

○舟橋会長 入っております。

○中条主査 テラネットと合併？

○舟橋会長 合併します。今度は全情連と合併して、新テラネットになると聞いております。

○中条主査 そうすると使えるということですね。

○舟橋会長 そうです。

○堂下准教授 そのときに、全情連の情報の中から、フラグの情報が外されてしまっているという可能性があるということですね。

○舟橋会長　そうです。おっしゃるとおりです。

○石川専門委員　ということは、結局フラグが外れると、与信側としては、信用情報が足りないという、簡単に言えばそういうことですか。

○舟橋会長　クレジット業界の業者はそうです。しかしながら、専門ではない、こっちに入っていないところは使えないとか、情報交流も多分、今のところはまだきちんと決まっていますけれども、情報交流の項目にはこのフラグは入っていない。

○成合専務　C I Cの場合は、71番フラグをつける議論も、要件定義もされていません。

○舟橋会長　3条改正で、多分、指定信用情報機関としてC I Cと新テラネットと、この2つが認定され、ここで本来的には、情報交流をして、残高を見ながら与信をしていく、総量規制をやっていくということになります。多分71番フラグは、今のところC I Cには、全くそういう機能がありませんので、つくる予定も無いようです。

○石川専門委員　結局それは、多重債務問題の改善とは、むしろ逆行してしまうということですか。

○舟橋会長　そうです。

○石川専門委員　それは私は、従来からそう思っているんですけども、そこはきっと、弁護士さんのいろいろな事情でそういうことをしたのでしょう。

○中条主査　それは合併した場合の規約として、会の規約の話、法律の話ですか。

○舟橋会長　どれがですか。

○中条主査　今、情報、71番が消えてしまうかもしれないという話は。

○舟橋会長　いえ、71番は規約としての議論ではありません。

○堂下准教授　今度、全情連が個人情報を持って、新テラネットに移管するんですけども、移管したときに、71番の情報を全部削除した上で、新テラネットに行く。

○中条主査　ですから、それは、全情連の方の方針なのかということですね。そういう方針ですね。

けれども、全情連は71番が必要だと思っているわけでしょう。

○堂下准教授　前回の会議では、それが必要であるけれども、それは金融庁から圧力を受けたというふうに、前回は話されたように記憶します。

○中条主査　そうか、圧力を受けて。そういうことですか。

○舟橋会長　業界は必要だと申し上げております。ただ、こういう議論をさせていただいておりますので、議論を踏まえながら71番フラグの是非を考えるという状況までは行っていると聞いています。

○中条主査　私も先ほど申し上げたように、この過払い請求ということは、信用力のシグナルとして重要な話だと思うので、権利は権利で、確かに法律上は、過払いしてもいいということになっているんですけども、だからといって、その情報を載せてはいけないという話にはならないと思うんですが、もし可能なら、もっと確実な信用力がわかるような指標があったら、そちらの方が確かにいいかもしれない。

○舟橋会長 要するに、スコアリングというのはたくさんの因子を全部評価するという、非常に複雑な仕組みですので、そういう意味で、本来精度の高い与信をしなければいけません。したがって、71番フラグが立っていて、貸さないというのも、我々の意思なんですよ。

○中条主査 それはそうですね。

○舟橋会長 71番フラグが立っていて、これはリスク率がこれぐらいであるということがわかっていて、このリスク率と、自分が提供する金利と見合わないというのであれば、当然「71番フラグの方には貸さない」という判断が正しいわけです。

それがいいとか悪いとか、そんなばかな話はないわけです。勿論、もう少しローリスク、ローリターンでやるビジネスの体系、ハイリスク、ハイリターンでやるビジネスの体系があるわけですから、法律で許される上限の金利でやって、その71番フラグのうちで、ほかの因子を組み合わせると、スコアリングで例えば61点以上の人であれば、十分、このリスク率が8%だと、18%の金利が取れるのであったらやろうという、それは業者のビジネスの判断としてあるべきです。

○中条主査 それは、そのとおりですね。

○舟橋会長 しかしながら、多重債務性がある方自身が、引き続き多重債務になる確率というのは非常に高いので、法の精神からいったら予防すべき話だと思います。

○中条主査 そうですね。ですから先ほども申し上げたように、どうもそれに反対する人たちは、論理矛盾があるのではないかと思うところがあります。

○石川専門委員 結局、過払いフラグというのは、過払いというのは利限法超過という意味ですから、与信する段階で利限法超過をしないと、なかなか社内の審査は通らないということなので、結局リスクが比較的高い層に言うというだけの話であって、いいとか悪いとか、価値判断ではないんです。

○中条主査 価値判断ではないんですね。

○石川専門委員 フラグをもし、論理的に、金融ビジネスの視点から言うと、金融事業者が、この人に、たとえ71番であろうと、できるとなるということは上限金利を上げるしかありません。

○舟橋会長 そうです。おっしゃるとおりです。

○中条主査 総量規制もやめる。

○石川専門委員 将来はもっと、話を起こしてしまうような規制です。

実際に、本当にあれが本施行されたら、やや危険だろうなど、私なんかは思っています。

○堂下准教授 もし、御社への申し込み者の中に71番のフラグが、御社の中では多分、全情連の71のフラグが見えないとしても。

○舟橋会長 自社の情報はわかります。

○堂下准教授 自社の分はわかりますか。

○舟橋会長 勿論わかります。

○堂下准教授 それで、過払いのフラグが立っている人が、借りたいと申し込んだときに、中には貸すケースもあると思うんですけども、どういう場合は貸すのでしょうか。

○舟橋会長 基本的に、現在はお支払が正常になっている人は、貸せる対象になると思っております。私どもの場合は、クレジットカードの取引ですから、ショッピングの機能とキャッシングの機能があり、キャッシングの機能なしだけでもお使いいただくというのは当然あるわけです。

特に、まず、正常な取引ぶりの中で過払いを請求してきたお客さんというのは、通常の過払いの処理をして、カードの利用も全く通常と同じようにやっています。5ページにあります。16.3%が申出借入時に残高があるが正常債権のお客さまであり、16.9%が完済されているお客さまです。ここについては、全く問題なく、今まで従来どおりカードが使えるという状態になっています。多分、この全情連さんの4万件というのは、当社に比べると相当、比率的には低いと思います。

○堂下准教授 貸さないケースというのは、どういうケースがあるんですか。過払いの情報が付いていて貸さないというケース。

○舟橋会長 貸さないケースは、まず、債務整理して、32番のフラグがあるお客さま、つまりまだ延滞債権として残っている方は論外です。あとは、延滞債権のうち、債務整理をして、残高が消えてしまうというケースが出てきます。このうち、延滞状況によって、あるいは、ほかの残債によって判断をしているということがございますので、そのケースであれば一部、カードを発行し、継続的に利用ができるようにしているということです。

○堂下准教授 逆にいうと、継続できないケースも。

○舟橋会長 勿論ございます。

○成合専務 当然、取引が長ければ長いほど、過去に1か月、延滞を何回やったとか、2、3か月延滞を何回やったとか、過去の履歴がありますから、そういうものを総合的に判断して、貸すか貸さないかという判断をしています。

○堂下准教授 先ほど、71番フラグの利用の仕方ということで、9ページです。71番というフラグを使って、それはある意味、教育プログラムを使いながら運用していくと、よりマーケットが、情報の非対称性を抑えるような方向にいくのではないかという話だったと思うんですが、具体的に教育プログラムと71番のフラグというのは、どう連動させながら運用していくというのがよろしいのでしょうか。何かアイデアはございますか。

○舟橋会長 大手というのは、きちんとした与信プログラムがありますので、基本的に、71番フラグイコール・ブラックという判断はしていないだろうということが前提です。しかし、中小になると、そこまでスコアリングシステムがきちりでき上がってなくて、逆に、今までで言えば、全情連の情報だけ、ある意味で件数とか、こういうフラグなどだけでしか与信をしていないという業者がたくさんいると思います。

しかし今の与信の状況だけでは、このような業者が71番を使って与信をするというのはなかなか難しいと思います。71番フラグが、どちらかという、もう貸さないというカテ

ゴリーのフラグになっているため、やはり与信の仕方についてもう少し、法の精神に基づいた、高度な与信の仕方ということ、例えば協会として、いろいろな教育なりプログラムを用意していくということが必要だと思います。そうすれば、フラグだけに頼らないような与信、もう少し総合的な与信ができるのではないかと考えます。

○堂下准教授 例えば、カウンセリングのようなものを事前に義務付けて、それから。

○舟橋会長 いえ、お客さまではなくて、これは業者に対してです。

○堂下准教授 業者に対してですか。業者に対してカウンセリングを受けさせて、ということですか。

○舟橋会長 そうです。

○中条主査 ということは、71番フラグというのは、ベストなものだとはお考えになっていないということですね。やむを得ず使っている。

○舟橋会長 いえ、要するに、71番フラグは与信判断の大きな因子であるということです。

○中条主査 因子のひとつである。ほかのことも、もう少し考えておられるということですね。

○舟橋会長 そうです。しかし、その与信能力がないと、71番であったり、件数に頼らざるおえないのです。

○中条主査 全部頼ってしまうという話になってしまう。

○舟橋会長 全情連がエクスクルーシブだというのは、そういうところですね。与信業者、所属している中小が多いものですから、与信能力というのが全情連の情報だけなのです。

ですから、きちんとしたスコアリングの与信のプログラムを持っている大手と競争をすると、到底勝てないので、こちらの世界だけでということになると思います。

○堂下准教授 もともとは、中小というのは対面与信でしたから、そういう機能はあったんですね。

○舟橋会長 そうなんです。途中から、逆に全情連で件数などでやるようになってから、このようなことになったと思います。本来は対面で、与信をする能力があるのです。

○石川専門委員 逆にいうと、フラグが立っていない、フラグが立たないように処理をされた旧過払いの人も、ひよっとすると経済環境によっては貸せないこともあるし、フラグが立っていたとわかった人も、経済環境によっては貸せることもあるということで、これが貸す貸さないの絶対的メルクマールになると思っているのは、極めて短絡的なんですね。

○舟橋会長 短絡的だと思います。

○石川専門委員 あと、もう一つお伺いしたいのは、例えばテラネットとか、そういう情報センターというのは、いわゆる、ある意味共通の基盤、共通のインフラです。

あと、今、社長がおっしゃったのは、自社のデータというものもあると。

○舟橋会長 勿論ございます。

○石川専門委員 そうしますと、あるノンバンクは全情連の情報を見ずに、自社の信用情報だけで判断するということになるケースが仮にあったとすると、全情連ではフラグが消

されてしまったけれども、自社だと立っているということも、各会社にあり得るわけですね。

○舟橋会長 勿論、全部あります。

○石川専門委員 要するに、何を言いたいかというと、全情連のフラグを消すことをもって、各社のフラグが消えるわけではないということ、そういう実例をきちんと。

○舟橋会長 そうですね。ただ、そこにまた借りに行くかということ、多分、過払い請求したところには借りに行きません。借りられないだろうと思うからです。

○石川専門委員 気持ちの問題としてはそうかもしれませんけれども、社会的な基盤としては。

○舟橋会長 基盤としては、各社がそのようになっております。

○石川専門委員 要するに、全情連のフラグを消したところで、各社それぞれ個別のリスク管理をしているわけですから、それによって当該過払いだった方々の信用情報の全てがホワイトになるということでは、決してないんですね。

○舟橋会長 それは全くありません。

○石川専門委員 この話のおかしなところは、そこです。結局、全部がホワイトになるというのは、それはある意味、すごくオール・オア・ナッシング、きれいなんです。全部が、この世の中から全て、この人がフラグが消えるというのであればまだ話はわかるんですけども、残ってしまっているのにこちらだけ消すというのは、与信情報インフラとしてはおかしいんです。片方を消すというのは。

○堂下准教授 インフラとして残すべきデータが、肝心のインフラにはないということですね。

○石川専門委員 済みません。これはつまり、公共インフラ、共通インフラで消えて個性で残るとするのは、それは要するに、共通インフラのレゾンデートルを下げってしまうんです。

○中条主査 そういうことなんですね。おっしゃるとおりですね。

○石川専門委員 そういうことなんです。ですから、論理的に、弁護士さんがいいとか悪いとかいう話は、私は余り興味がなくて、結局、何をどうすればお金が流れるのか、流すべき人に流して、流してはいけない人、多重債務因子のある人には抑えましょうという、めり張りのある環境へどうやって、共通インフラとしてつくれるか、これが多分最大の目的だと思うんです、ひとつの多重債務防止の、そういう観点ですね、どちらかというと。

○中条主査 最後におっしゃった配偶者の話についてですが、これは私も同じような考えを持っているんですが、ここで御提案になっているのは、問題点はよくわかったんですが、配偶者証明なしでも貸せるようにしようということ？

○舟橋会長 そうです。例えば、同意があれば認めるべきです。健康保険証でも、今のところはだめです。例えば住民票や戸籍謄本とかが必要とされています。しかし御主人が同意しているのに、その事実婚をきちんと、本当に、その配偶者が実際、事実婚をした配偶

者かどうかという証明する必要があるとは思いません。

○中条主査 内縁の場合はどういふ？

○舟橋会長 内縁でも、それを証明するという、正確なものが必要とされています。

○成合専務 証明するものがあればいいというんですけれども、世の中の制度として、そのようなものは無いのです。

○中条主査 ないですね。

○堂下准教授 内縁を証明するというのは、どうすればいいんでしょうか。

○成合専務 いろいろ考えましたけれども、やはり無いと思います。

○舟橋会長 しかし実際は、そういう立て付けになっております。

○堂下准教授 金融庁には是非、内縁の関係を示す書式を提示してもらいたいです。

○成合専務 ある時期、貸金業協会との話の中でそういう話をしたときに、御検討くださいと返されたようです。

○石川専門委員 あの金利内では無理です。そんなコストをかけたら損です。

○中条主査 それはそうですね。ディズニーワールドかどこかで、カップル割引の証明に、入口でキスするというのがありました。

○堂下准教授 それはいいですね。

○石川専門委員 あと、これはオーエムシーさんにお聞きするのは少しあれなのかもしれませんが、最後の提案の次の問題点のところ、セーフティネット貸付、特に岩手のモデルがよくメディア等々に出ていて、私もああいった仕組みというのは、それは1つの自治体の取組みとして、福祉としては非常にいいと思うんです。民間ではない世界でああいう与信があるというのは、それは別にいいわけであって、非常に望ましいと思うんですが、どうしてあの比率で貸せるかと言われてしまうと、結局はものすごく入念に審査というか、きちんと返そう返そうと、見えないコストがかかってしまっているんですね。

あと、圧倒的に資金量が足りないんです。本当にこれを全部やろうとしたら、多分析が3つぐらい違います。

○舟橋会長 どう考えても、総量規制で貸せないようなお客さまには貸せないですね。

今の金利体で、例えば18%の金利体でも見合わない、あるいは法律の立て付けとしても、この年収でいったら、貸してはいけないというお客さまがあぶれて、そのあぶれた人はセーフティネットを利用するという・現実的にそんな話というのはあるのかと思いますね。

○石川専門委員 あとは、結局、公的資金が、用意できる資金規模が、民間資金に比べてゼロが2つ3つ違うんです。

私も岩手の方にお話を聞いたとき、実際はそんな簡単な美しい物語でも何でもなくて、結構しんどいんだよねと、過剰に期待されていて困っているという話を聞きました。

岩手のこういう信用請求の方は、逆に御苦労されている。

○舟橋会長 そうですね。幅広くやればやるほど、リスク率が高くなりますので。

○中条主査 そうなんです。余り宣伝してやってしまうと、今度金利が、どかっときてし

まって、それはごめんなさいねという世界になってしまう。

ただ、やっていること自体は、福祉として非常に望ましいことなんです。

○中条主査 しかし、ちゃんと対応できなければセーフティネットにはならないんですね。

○石川専門委員 結局ならないんです。

○舟橋会長 それであれば、相当、補てんをするという仕組みがない限り難しいですね。

○中条主査 お金を補てんできる余裕があるか、よほど与信がちゃんとできることが。

○石川専門委員 つまり、先ほど中条先生がおっしゃったような、フラグ以外の信用情報がもしあれば。

○中条主査 しかし、それを自治体が持っているかどうか。

○石川専門委員 しかし実際、例えば、自治体は恐らくそれはないんです。全情連に接続しているとはとても思えないんです。コストがかかってしまいますから。

そうすると、自治体さんがやっておられるのは自治体さんに聞けばいいんでしょうけれども、民間金融の目から見て、どうしてこれができるんでしょう。あのリスクの高いサブプライムの需要層に、どうしてあの金利でできるのか。

○舟橋会長 やはり、できるとすると与信だと思います。要するに、それを超える与信というのは、生活ぶりが全部見えてしまうということであり、それは地域性があつたらできると思います。

○中条主査 ある程度はあるかもしれません。

○舟橋会長 あそこのどの人が、今、どこで働いていて、収入がどのぐらいあって、生活ぶりがどれぐらいだということがわかれば、その与信というのは非常に精度が高いものになります。

○石川専門委員 なるほど、地域密着性ということですね。

○中条主査 しかし、それはすごく限定的です。

○石川専門委員 ですから、民間ビジネスはとても無理だと思います。

○成合専務 過去といいますか今もそうですけれども、日賦の世界が正にそうです。個人対個人で、全部生活が見えていますから、返さないと地域から、この人はこうという話になってしまいますから、返すのです。

○石川専門委員 はじかれてしまう。

○成合専務 そこは、必ず返してくるんです。

○石川専門委員 グラミン銀行的なんですね。本当のグラミン銀行もそうなんです。逃げられないから、みんな必死で返すから、あの金利でやっていける。少し高いですけども。

○中条主査 今日はどうもありがとうございました。また引き続き、いろいろと情報を教えていただくことがあるかと思っておりますけれども、何とぞよろしくお願いいたします。

以 上